

公益社団法人兵庫県看護協会 健康危機支援マニュアル

兵庫県看護協会においては、健康危機および危機対応に関する、健康危機管理基本指針に基づき、健康危機支援マニュアルを策定する。

1 自然災害編

1. 自然災害とは

地震および地震により発生する津波、火災等の地震災害、台風や豪雨・豪雪、竜巻等の風水害などにより、県民の健康および生活に被害をもたらす事態を言う。

2. 自然災害発生時の活動内容

1) 災害に関する情報収集、調整、提供

- ・情報班を中心に、災害に関する情報を幅広く収集、集約し、現地に赴く支援者や関係機関・団体等に必要に応じて提供を行う
- ・災害発生時には、「被災状況報告・応援要請連絡票（様式1）」を用いて、県内各病院施設等から被害の情報および災害支援ナース派遣要請の有無を収集する

2) 関係機関との連絡

(1) 行政

- ・行政と連携して情報収集及び被災地域のニーズに応じた人員等の派遣
- ・兵庫県においては、「災害対策基本法に基づく指定地方公共機関の指定」を受けており、また、神戸市においては「災害時における応急医療及び救護の協力に関する神戸市と兵庫県看護協会との協定」を締結しているため、それらに基づいた活動
- ・兵庫県広域災害・救急医療情報システムの活用

(2) 看護職能団体

①日本看護協会

災害支援ナース派遣に関する協定に基づいた活動を行う。

- ・災害時支援ネットワークの活用
- ・法人会員ネット等からの情報収集
- ・兵庫県が被災した場合には、日本看護協会現地対策本部と連携して、支援活動を展開する

②近畿地区看護協会災害支援ネットワーク

近畿地区（2府4県）看護協会は、予想される自然災害（東南海地震、南海地震、台風災害等）、によって甚大な被害が発生した際、近畿地区看護協会災害支援本部が必要と認めた場合、地域住民の生命・生活を守るために看護の知識・技術を用いて、関西広域連合及び日本看護協会と連携して、迅速かつ適切な災害支

援ナースの派遣、または受け入れを図ることを目的とし、ネットワークを構築する。その内容は以下のとおりである。

(ア) 災害発生時、近畿地区看護協会災害支援本部の設置

(イ) 災害支援ナースの派遣・調整

(ウ) 災害支援ナースの受け入れ

(エ) 災害支援ナースの育成

(3) その他関係団体等

・「JMAT 兵庫編成にかかる、三師会及び看護協会による災害時の医療救護活動に関する協定」に基づき、兵庫県医師会等と連携して、救護班による支援活動の展開

・その他ニーズに応じた活動を連携して行う

3) 現地への職員の派遣

先遣隊あるいは行政等の視察団等の一員として現地へ職員を派遣し、情報収集およびその後の支援活動に必要な調整を対策支援本部と連携して行う。

4) 災害支援ナースの派遣

被災地の要請に応じて、看護職支援ひいては、被災地に生活する住民の健康支援を目的に、災害支援ナース等を派遣する。

5) 会員・協会職員の安否確認

6) 被災した会員への物資・援助金等の支援

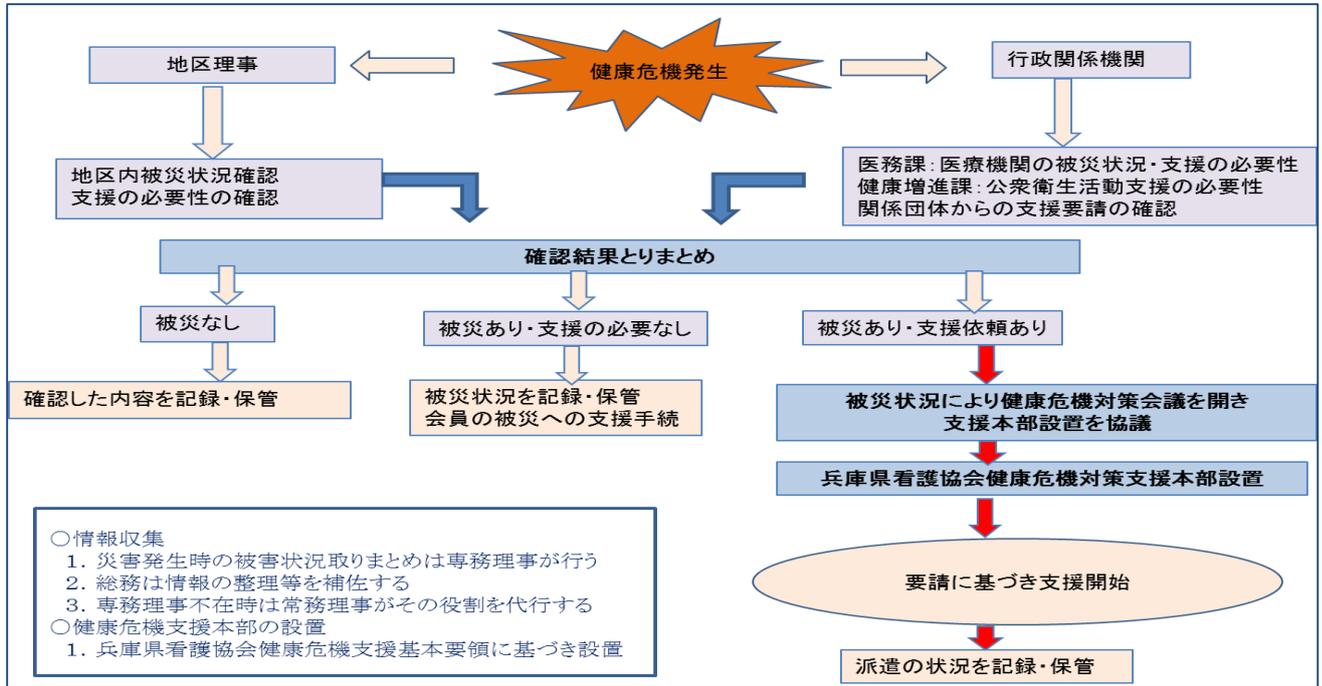
あらかじめ定められた規定に基づき、支援を行う。

7) 支援活動の評価

支援活動の記録をまとめ、その活動の評価を行い、今後に活かす。

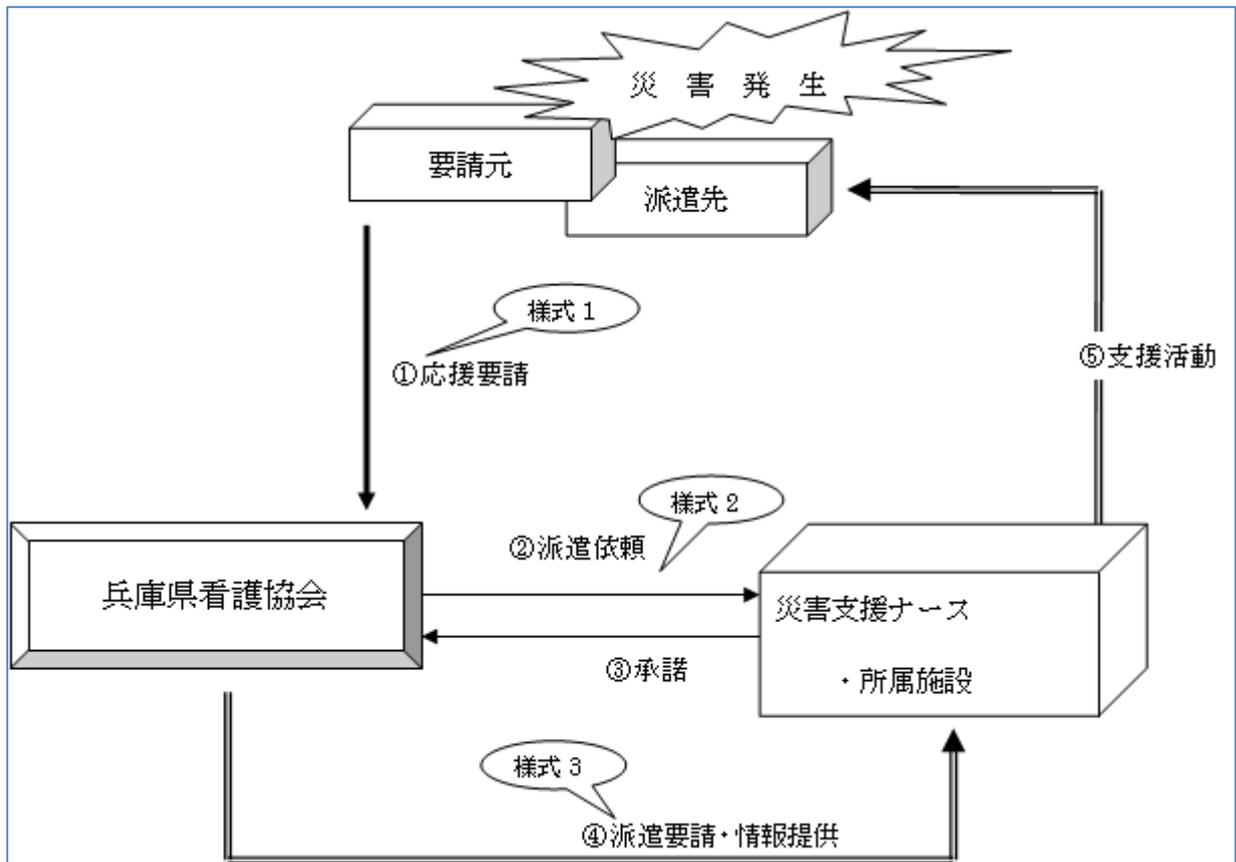
3. 災害支援ナース派遣・調整の流れ

<兵庫県看護協会における健康発生時の対応の流れ>



1) 兵庫県内で災害等が発生し兵庫県看護協会が機能している場合

<災害等発生時の災害支援ナース要請・派遣の流れ>



派遣要請元として、以下の組織を想定する。

- ①行政（兵庫県、神戸市、その他県内の市町）
- ②兵庫県看護協会、各支部地区理事
- ③県内の医療機関・介護福祉施設等
- ④近畿地区看護協会
- ⑤日本看護協会
- ⑥兵庫県医師会 等

※他都道府県が被災した場合には、兵庫県あるいは日本看護協会を通じて被災地より派遣要請される。

(1) 派遣・調整手順（行政との連携を前提として行う）

- ①会長は、健康危機対策支援基本要領に基づき、健康危機対策支援本部を設置する。
- ②対策支援本部は、行政から支援要請や各会員施設からの支援要請「被災状況報告・応援要請連絡票（様式 1）」を確認し、以下の情報を収集する。
 - ・施設名（避難所）・住所
 - ・避難者の年齢層や人数・主な支援ニーズ
 - ・必要な災害支援ナースの人員とおおよその派遣期間
 - ・現地までの交通手段
 - ・避難所（施設）担当責任者及び相談窓口
 - ・避難所（施設）のライフライン状況
 - ・災害支援ナースの宿泊場所・食料・飲料水等の確保
 - ・災害支援ナースマニュアル・必要物品の確認
- ③対策支援本部で、情報を判断の上、派遣を決定する。
- ④派遣班は登録されている災害支援ナース名簿より、活動日数・活動範囲などの条件に合致する登録者の所属する施設の看護管理者に電話連絡を行う。
- ⑤長期間の派遣が予測される場合は、「災害支援ナース派遣依頼」（様式 2）を所属施設へ FAX で送る。災害支援ナースから活動可能な期間や希望事項を記入した返信 FAX の内容を考慮し、派遣期間や順番を決定する。
- ⑥連絡をしてから最短で所属施設、家庭、必要物品の調整・準備を整えることが可能な人から、「災害支援ナース派遣について」（様式 3）と旅費等必要経費の概算等についても、災害支援ナースに通知する。
- ⑦災害支援ナースに傷害保険の加入手続きを行う。（費用は本会負担）
- ⑧本会が準備する物品については、災害支援ナースが受け取る。（看護協会が準備する物品・個人が準備する物品については、資料 1 のとおりである。）
- ⑨被災地の行政担当者（または施設の看護管理者）に派遣する災害支援ナースの氏名・派遣場所・派遣期間をメールまたは FAX で連絡する。
- ⑩対策支援本部は行政担当者（または施設の看護管理者）等からの情報で、派遣期間の延長や派遣中止や派遣人数の増減を判断する。

(2) 災害支援ナース派遣に係る書類の提出

派遣決定した災害支援ナースは、以下の文書の提出及び連絡を行う。

①派遣前

- ・災害支援ナース派遣依頼（様式 2）に必要事項を記入し、兵庫県看護協会宛てに FAX する。

②派遣中

- ・チームの代表者は災害支援ナースが活動場所に到着したことを、専用の携帯電話で、兵庫県看護協会支援対策本部へ連絡をする。
- ・活動期間中は、活動記録（日報）（様式 4-1, 4-2, 4-3）に可能な限り記録し、兵庫県看護協会へ送信する。方法はメール、FAX、電話による口頭があるが、ライフライン等状況に応じて可能な方法を選択する
- ・その他、支援者の安否確認のため、チームの代表者は 1 日 1 回兵庫県看護協会健康危機対策支援本部に連絡を行う

③派遣後

- ・災害支援ナースは活動を終了する際にも、専用の携帯電話で、兵庫県看護協会へ連絡をする。活動終了後「災害支援ナース活動終了報告」（様式 5）を記載し、1 週間以内を目途に兵庫県看護協会へ郵送する。

(3) 災害支援ナースを要請する施設のすべきこと

①災害支援ナースの要請

- ・いつ要請するか・だれが要請を決定するか
- ・何を支援して欲しいか明確にする

②受入現場で行なうこと

i) オリエンテーション

- ・現在の状況や組織内での位置づけや指示命令系統、その他活動に必要な事項や留意点について、受け入れ時に受け入れ担当者が説明する
- ・災害支援ナースは実際の患者ケアに当たる中で自分の役割を見つけていく
- ・災害支援ナースの経験や条件、活動期間を有効に活かした勤務および業務 割り当てについて決定する

ii) 朝夕のミーティング

- ・災害支援ナースの活動報告を伝え、問題点や課題を明確にする

③支援要請の中止

病棟単位、部門単位で、どういう状況になれば支援者の手を離れて自分たちだけで運営して行けるのかという目安を決め、定期的に状況を評価する。

(4) 災害支援ナースを派遣する施設のすべきこと

①施設内で派遣する災害支援ナースを決定する

②派遣する災害支援ナースの身分、取り扱いを決定する

③兵庫県看護協会に派遣の承諾と派遣する災害支援ナースの情報を提供する

④災害支援ナースに兵庫県看護協会からの情報を提供する

(5) 本会が行うべき災害支援ナースへの後方支援

①緊急時の対応体制、災害支援ナースの安全確保

災害支援ナースの活動中の安全確保も含め、安心して活動に専念できるように、24時間連絡が取れる体制を組む。

②情報提供・情報交換

活動中の災害支援ナースに原則、1日に1回は連絡を取り、情報提供・情報交換を行う。

③災害支援ナースのセルフケアの方法を伝える

次の点をオリエンテーションする(出発時に再度確認)

i) 「災害時のストレスは当然のものだ」ということを伝える

ii) ストレス反応についてのチェックリストを作成して配布する

iii) セルフケアの方法を伝える

④物資の提供

活動および被災地に必要な物資を可能な限り迅速に届ける。

⑤資料、マニュアルの提供

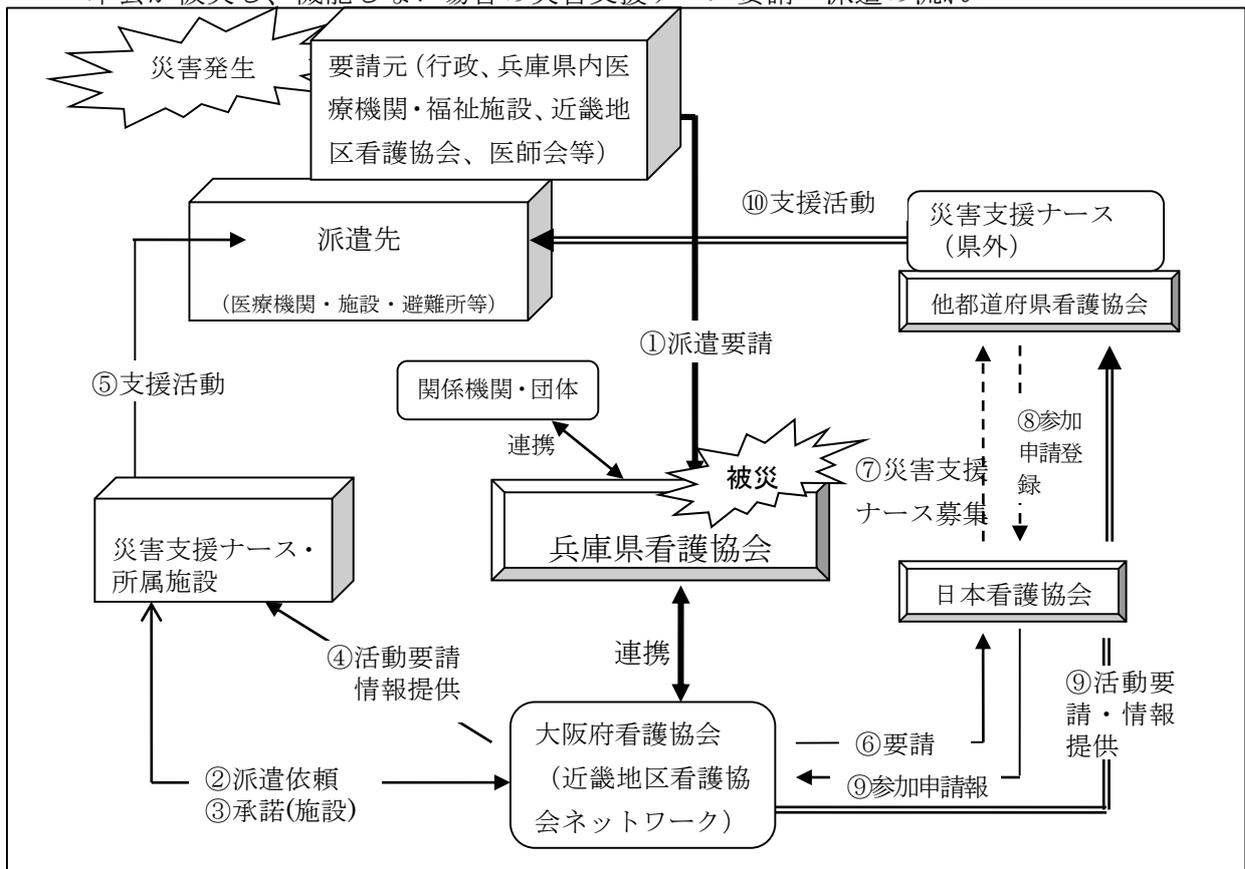
活動中の災害支援ナースの必要に応じて、または、活動に必要なだと予測できるマニュアルや資料等を提供する。

⑥活動終了後の支援

支援者のこころのケアとして、活動終了後もデブリーフィング等の支援を行い、その後も必要に応じて相談対応、専門機関等への紹介等を行う。

2) 兵庫県看護協会が被災し、機能しない場合

<本会が被災し、機能しない場合の災害支援ナース要請・派遣の流れ>



兵庫県看護協会は近畿地区看護協会災害看護担当の事務局であり、有事の際にはこの事務局が災害対策本部を設置し、対策にあたることとなっている。その役割は以下のとおりである。

- (ア) 災害発生時、近畿地区看護協会災害対策本部の設置
- (イ) 災害支援ナースの派遣、調整
- (ウ) 災害支援ナースの受け入れ

兵庫県看護協会が被災し、機能しない場合には、近畿地区看護協会災害支援ネットワークにおける役割を大阪府看護協会が担う。

兵庫県看護協会が、機能を取り戻した際に行うことは、下記の事項である。

- (ア) 行政・関係機関と連携して、情報収集
- (イ) 会員の安否確認
- (ウ) 大阪府看護協会を中心に近畿地区看護協会と連携し、支援活動の展開

3) 近畿地区看護協会の支援が必要な災害が発生した場合

兵庫県看護協会は、近畿地区看護協会災害看護担当の事務局であり、有事の際には災害支援本部を設置し、対策にあたることになっている。

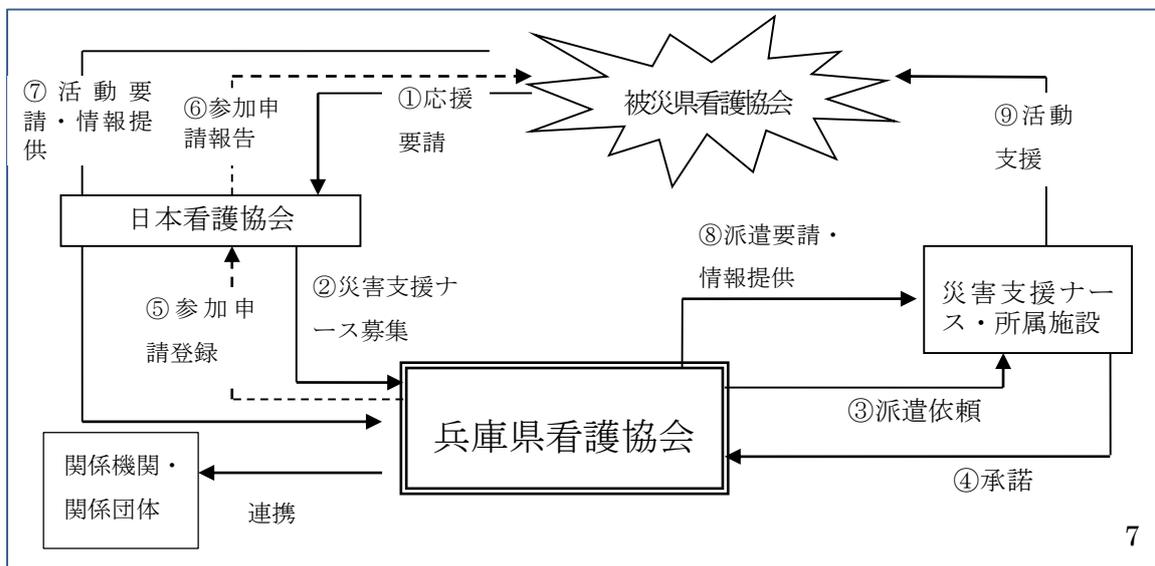
また、支援方法はカウンターパート方式とする。

<被災県>		<支援府県>		<被災県>		<支援府県>	
大阪府	⇒	兵庫県・和歌山県		京都府	⇒	滋賀県・兵庫県	
滋賀県	⇒	京都府・奈良県		奈良県	⇒	滋賀県・和歌山県	
和歌山県	⇒	大阪府・奈良県		兵庫県	⇒	大阪府・京都府	

4) 近畿以外で災害が発生した場合

日本看護協会からの要請で災害支援ナースを派遣するか、関西広域連合（兵庫県）からの要請で災害支援ナースを派遣するかを、健康危機対策支援本部が決定し、「兵庫県看護協会における災害発生時の対応の流れ」に沿って派遣準備を行う。

<日本看護協会を通じて他都道府県に災害支援ナースを派遣する場合>



2 大規模事故編

1. 大規模事故とは

航空機・鉄道などの大規模にわたる事故(航空・海上・鉄道・道路等の事故), 原子力災害、危険物事故(石油コンビナート等設備での事故等)により多数の死傷者が発生した場合を言う。

2. 大規模事故発生時の活動内容

1) 事故に関する情報収集、調整、提供

- ・情報班を中心に、事故に関する情報を幅広く収集、集約し、現地に赴く支援者や関係機関・団体等に必要に応じて提供を行う
- ・大規模事故発生後には、事故現場周辺の各病院施設等から被害の情報および災害支援ナース派遣要請の有無を収集する

2) 関係機関との連絡

(1) 行政

- ・行政と連携して情報収集及び被災地域のニーズに応じた人員等の派遣
- ・兵庫県においては、「災害対策基本法に基づく指定地方公共機関の指定」を受けており、また、神戸市においては「災害時における応急医療及び救護の協力に関する神戸市と兵庫県看護協会との協定」を締結しているため、それらに基づいた活動
- ・兵庫県広域災害・救急医療情報システムの活用

(2) その他関係団体等

- ・「JMAT 兵庫編成にかかる、三師会及び看護協会による災害時の医療救護活動に関する協定」に基づき、兵庫県医師会等と連携して、救護班による支援活動の展開
- ・その他ニーズに応じた活動を連携して行う

3) 現地への職員の派遣

- ・先遣隊あるいは行政等の視察団等の一員として現地へ職員を派遣し、情報収集およびその後の支援活動に必要な調整を対策支援本部と連携して行う。

4) 災害支援ナース等の派遣

- ・大規模事故が起こった地域の要請に応じて、看護職支援については、その地域に生活する住民の健康支援を目的に、災害支援ナース等を派遣する

5) 会員・協会職員の安否確認

6) 被害を受けた会員への物資・援助金等の支援

- ・あらかじめ定められた規定に基づき、支援を行う

7) 支援活動の評価

- ・支援活動の記録をまとめ、その活動の評価を行い、今後に活かす

3. 災害支援ナース派遣・調整の流れ

2 自然災害編 参照

3 感染症編

1. 感染症とは

1) 感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等の感染症

(1) 新型インフルエンザ

「新型インフルエンザ」とは、新たに人から人に伝染する能力を有することになったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

新型インフルエンザは、飛沫感染、接触感染が主な感染経路とされており、基本的にはインフルエンザと共通の特徴を有していると考えられる。

(2) 再興型インフルエンザ

「再興型インフルエンザ」とは、かつて世界的規模で流行したインフルエンザであってその後流行することなく長時間が経過しているものとして、厚生労働大臣が定めるものが再興したものであって、一般に現在の国民の大部分が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められたものをいう。

2) 感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さが新型インフルエンザと同様に社会的影響の大きなもの

(1) 新感染症

「新感染症」とは、人から人に伝染すると認められている疾患であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

2. 発生段階

発生段階	県内の状態	国の状態
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態	
海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態	
(県内未発生期)	県内又は隣接府県で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態	【国内発生早期】 国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
県内発生早期	<p>県内又は隣接府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態</p> <p>市町又は二次保健医療圏などの地域においては、以下のいずれかの発生段階</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域未発生期（各地域で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態） ・地域発生早期（各地域で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態） 	
県内感染期	<p>県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態</p> <p>市町又は二次保健医療圏などの地域においては、以下のいずれかの発生段階</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域未発生期（各地域で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態） ・地域発生早期（各地域で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態） ・地域感染期（各地域で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態） 	【国内感染期】 国内のいずれかの都道府県で、新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態
小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態	

※本計画において「隣接府県」は、京都府、大阪府、鳥取県、岡山県及び徳島県とする。

(兵庫県新型インフルエンザ等対策行動計画から抜粋)

3. 新型インフルエンザ等の対策に関する兵庫県および兵庫県看護協会の主な役割

	兵庫県の役割	兵庫県看護協会の役割
基本的な考え方	広域的・専門的な対策 国と市町間の連携調整 市町の補完	新型インフルエンザ等対策の実施
発生前	<ul style="list-style-type: none"> ・サーベイランスの収集・分析 ・発生に備えた体制整備 ・指定地方公共機関の指定 ・抗インフルエンザウィルス薬備蓄 ・登録事業者の登録協力 ・特定接種の実施体制整備 ・市町の対策支援 ・訓練の実施 ・県民への普及啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ・業務計画の作成 ・訓練の実施・協力 ・会員及び看護職等への感染予防、対策等の普及啓発 ・感染予防に関する県民への普及啓発、健康教育の実施 ・職員等への感染予防、対策等普及啓発、周知
海外発生期～小康期	<ul style="list-style-type: none"> ・サーベイランスの強化 ・相談窓口の設置 ・情報収集・提供 ・帰国者の健康監視 ・入院・外来医療機関等の医療体制の確保 ・抗インフルエンザ薬の流通調整 ・対策本部設置 ・特定接種の実施 ・社会活動制限の実施 ・市町との情報共有 ・新型インフルエンザワクチンの流通監視 ・市町・指定地方公共機関の対策支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・国内で発生時、健康危機対策支援本部を設置 ・感染防止対策の実施 ・計画に基づく機能維持 ・行政等と連携した相談窓口での支援活動

4. 新型インフルエンザ等における健康危機対策支援本部の構成

1) 健康危機対策支援本部の構成

兵庫県看護協会（以下、「本会」という）では、「健康危機管理基本指針」に基づき、新型インフルエンザ等が発生あるいは発生の予想がある場合には、本会の健康危機対策会議が健康危機対策支援本部の設置を決定する。

健康危機対策支援本部の構成は、次のとおりとする。

- (1) 本部長は会長が務め、健康危機対策支援本部の業務を統括する
- (2) 副本部長は、専務理事が務め、本部長を補佐するとともに、本部長不在の場

合には、その職務を代行する

- (3) 健康危機対策支援本部のメンバーは、副会長、常務理事、職能理事、地区理事、事務局長ならびに、本部長が指名する者とする

2) 健康危機対策支援本部の業務

健康危機対策支援本部の業務は次のとおりとする

- (1) 情報収集及び分析を行い、健康危機に対する支援を決定する
- (2) 災害支援ナースの派遣について決定する
- (3) 関係部署に指示・命令するとともに、必要な情報を提供する
- (4) 看護職、会員に対して適切な情報を提供する
- (5) 行政・関係機関・団体との連絡調整を行う
- (6) 必要に応じた県民等への広報活動を実施する
- (7) 健康危機支援の経過等について理事会に報告する
- (8) 健康危機対策支援活動に必要な物資の調達、管理を行う
- (9) その他本部長が必要と認める事項を実施する

3) 災害支援ナースによる支援活動について

災害支援ナースの活動は、原則として、行政等と連携した相談窓口での支援活動とする

電話相談窓口における活動内容として、「平成 21 年新型インフルエンザ発生時の神戸市「新型インフルエンザ健康相談窓口」での対応マニュアル」(資料 2)を参考に、新型インフルエンザに関する健康相談票(様式 6)に沿って症状などを聴き取り、対応する。

4 支援看護職受け入れガイドライン

I 総論

1. ガイドライン策定の目的

大規模災害時には、施設が被災し患者や利用者の安全、健康状態を守ることに加え、院外からの負傷者の受け入れを行なわなければならない。その一方で、職員や職員家族も被災するなど、マンパワーが大幅に低下することが想定される。過去の自然災害等の経験から、職員自身も被災しているにもかかわらず、外部に応援を求めず、自力で対応しようと必要以上に負担がかかり、長期になると職員自身の健康問題やその後の回復過程に重大な影響を与え、ひいては被災者や患者へのサービスの低下につながるということがわかっている。

本ガイドラインは、健康危機発生後に被災施設が速やかに支援看護職の受け入れ体制を整えられるように策定した。

本ガイドラインを用いて、各施設で支援看護職を受け入れる際の計画（受援計画等）を策定する等、平常時から準備しておくことがより効果的な支援看護職受け入れにつながると考える。なお、各施設で支援看護職の受援計画等を策定する際は、各施設の災害対策マニュアル等と整合性を図っておくことが重要である。

2. 支援看護職とは

災害等発生後に被災地等で支援活動を実施する災害支援ナースを含む看護職で、その活動は自己完結型を基本とする。

3. ガイドラインの適用となる危機事案

自然災害、大規模事故により、自施設が被災し、施設内の職員だけでは運営が困難な状況。

4. ガイドラインの適用となる範囲

支援看護職を必要とする兵庫県内の被災施設（病院、診療所、介護・福祉施設）

II 支援看護職を受け入れる際のガイドライン

支援看護職を受け入れる際には、受援計画を策定することが望ましい。支援の必要な業務に関して、「1.情報について、2.指揮調整、3.現場対応環境、4.他機関・組織等との協力関係づくり」等の視点から以下に記す。

1. 受援計画等を構成する項目

1) 情報について

(1) 情報把握

①施設内の災害対策本部に情報を集約する。

- ・施設の被害状況（建物、設備等）
- ・ライフライン
- ・患者・利用者の安否、被害状況
- ・職員の安否、被害状況
- ・被災者の受け入れ状況
- ・支援を必要とする状況、内容

(2) 情報の共有・伝達

①毎日、定期的なミーティングの場を設定する。

②具体的な活動内容(範囲)を明確にし、活動する内容や支援の意義を伝える。

③避難経路を含めた院内マップを予め準備しておく。

なお、応援要請から応援要請から応援終了までの業務フローを明記し、それぞれの手順を確認しながら実施できるようにチェックリスト方式で作成することが望ましい。

<参考資料>

- ・受援シート（資料3）

災害発生後に施設内で支援が必要な部署が、具体的な支援内容を記載して対策本部等へ報告し、応援を要請する

- ・業務フローシート（資料4）

災害発生後に支援看護職をスムーズに受け入れるために、平常時に部署内で検討し、作成する

2) 指揮調整について

(1) 支援活動が円滑に行えるよう、組織内の指揮命令系統を明確に示す

(2) 支援看護職との連携を行う責任者（支援受け入れ担当者）を配置し、支援看護職との連携・調整を密にする。また責任者が不在になって現場が混乱しないよう、必ず代行者を配置して、指示を明確にする

①責任者（支援受け入れ担当者）の役割

- ・支援看護職の受け入れに関する事（受け入れ期間、人数等）
- ・災害対策本部との連絡及び調整に関する事
- ・支援看護職への連絡及び調整に関する事
- ・支援看護職に対して依頼する支援の内容（範囲）等の説明に関する事
- ・その他、支援看護職のサポートに関する事（休息場所等）

②支援看護職に対する現場での裁量権

- ・活動現場における組織等の指揮命令系統に沿って活動することを原則としながら、危機対応の基本になる「現場重視の原則」「指揮命令の原則」に基づき、緊急性、公平性、正当性を考慮して必要に応じて、現場での裁量権を認めることについて検討する

3) 現場対応環境

支援看護職が活動しやすい環境を整備する。

(1) 現場対応環境の整備

①活動環境

- ・活動体制、情報
- ・機器物品、燃料

②生活環境および待機場所

- ・食糧、飲料水

支援看護職の自己完結が原則ではあるが、支援可能な範囲あるいは不可能な範囲を明示する。

- ・宿舎、駐車場

支援看護職の自己完結が原則ではあるが、支援可能な範囲あるいは不可能な範囲を明示する。

(2) 支援看護職の携行品要請

災害の規模や被災の状況等によって、支援看護職への物資の提供が困難であると判断される場合には、支援看護職に対して必要な物資の携行を要請する。

4) 他機関・組織等との協力関係づくり

大規模災害時には自施設だけですべてに対応することは困難である。また、行政も災害の規模によっては機能が十分に果たせない可能性もある。

日頃から近隣の施設等との協力関係づくりに努めるとともに、県外等遠隔地においても協力施設等と協力関係を築くなどが必要となる。

5) 支援に関する感謝の気持ち

支援の受け入れに当たっては、支援に対する感謝の気持ちを込めて対応すること、支援看護職が高いモチベーションで活動を継続できるように環境面等でサポートを行う。

2. 応援の要請・支援受け入れ

応援要請、支援の受け入れの窓口（支援受け入れ本部）を一元化して、災害対策本部の下に設置する。

他機関の現地支援本部を災害対策本部内に受け入れることなども検討する。

1) 支援受け入れ本部の構成

2) 支援受け入れ本部の役割

- ・支援者等からの連絡を最初に受ける総合窓口
- ・支援他機関の現地支援本部との連絡調整
- ・定期的な全体調整会議の開催
- ・支援受け入れに伴う、業務間における調整
- ・各部署からの応援要請の取りまとめと応援要請
- ・宿舎、駐車場などの調整

- ・被害状況及び応援に対するニーズの情報提供、情報発信
- 3) 応援要請・支援受入の種類
- ・災害時応援協定に基づく支援の受け入れの場合
 - ・協定に基づかない場合
 - ・自主的に応援に来た場合や先遣隊が情報収集に来た場合

3. 費用負担

- 1) 協定に基づく場合
予め協定に規定されているとおりとする。
- 2) 協定に基づかない応援要請の場合
原則、基本法令に基づき応援を要請した施設が費用を負担する。
- 3) 要請に基づかない自主的な応援の場合
支援者は自己完結を義務とするため、原則、施設側に費用負担の義務はない

4. 応援の撤退要請

応援の目的が達成されたとき、またはその必要がなくなったときは、対策本部長と派遣元と協議の上、派遣元に撤収要請の旨を伝える。

5. 長期化への対応

長期の支援が予想される場合には、組織所属職員の健康管理を図りながら、業務の継続性を意識したローテーションが必要となる。組織内で対応しきれない部分の対応を支援看護職に依頼することに理解を求める。

6. 平常時の取り組み

日頃から健康危機に対する備えを強化するとともに、支援を円滑に受け入れ、効果的な支援活動につなげるように、組織として受援力を高める組織として受援力を高めるよう、取り組みを行う。具体的には以下のものが挙げられる。

- 1) 研修
健康危機発生時にとるべき対応、施設の体制などを周知する。
- 2) 受援計画等の見直し・周知
支援看護職の視点で頭上訓練等を通じて業務フローを含む受援計画の確認や見直しを行う。

平成 27 年 10 月 30 日施行